

国民健康保険 に参加している皆さんへ

1 国民健康保険税納税通知書を7月中に郵送します



緑色の封筒で送ります

国民健康保険（国保）税は、国保の運営を支える貴重な財源です。国保加入者が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県などからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。通知書に納付書が同封されていた場合は、納期限までに納めてください。

● 国保税の税率と限度額

	医療分	支援分	介護分
所得割	5.8%	2.2%	1.9%
均等割	21,000円	7,600円	9,000円
平等割	15,000円	6,600円	4,900円
限度額	650,000円	200,000円	170,000円

● 納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主宛に送付します。社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、速やかに手続きを行ってください。

● さまざまな納付方法

国保税の納付は口座振替にできます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できます。

● 国保税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入などの減少が見込まれる場合は、国保税が軽減されることがあります。

対象＝次の（１）、（２）のいずれかを満たす世帯

- （１）新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った世帯
- （２）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の

- （ア）から（ウ）までの全てに該当する世帯
- （ア）令和４年の事業収入などが、令和３年と比べて10分の3以上減少する見込みである
- （イ）令和３年の所得の合計額が1,000万円以下
- （ウ）（ア）の所得を除き、令和３年の所得の合計額が400万円以下

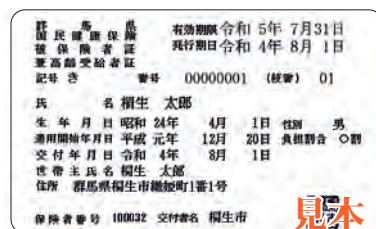
申し込み＝申請書と収入申立書を記入し、令和３年中の収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細書など）のコピーを添付して、郵送で医療保険課保険税係（〒376-8501 桐生市役所）へ。申請用紙などは市ホームページにあります。

問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎内線274・275）

2 国民健康保険被保険者証を7月下旬に郵送します



黄緑色の封筒で送ります



新しい被保険者証の有効期間は、８月１日から令和５年７月３１日までです。ただし、令和５年７月３１日までに75歳を迎える人は誕生日の前日まで、70歳を迎える人は誕生日前日の属する月の月末です。なお、70歳から74歳までの人は、８月１日から被保険者証と高齢受給者証を１枚にまとめることになったため、医療機関を受診する際は被保険者証１枚を提示してください。

会社などに勤め始め、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人またはご家族が国保の離脱手続きをしてください。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎内線256）

後期高齢者医療 対象の皆さんへ

1 後期高齢者医療保険料額の決定通知書を郵送します

● 普通徴収の人

(保険料が年金から差し引かれない人)

7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。

納付書が同封されていた場合は、納期限までに納めてください。



水色の封筒で送ります

● 特別徴収の人

(保険料が年金から差し引かれる人)

7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。



はがきで送ります

● 保険料率

保険料率は令和4年度から改定されました。

所得割	8.89%
均等割	45,700 円
限度額 (最高額)	660,000 円

● 納付は便利な口座振替を

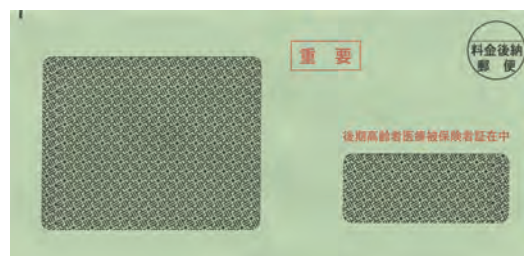
口座振替は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

希望する人は、通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で手続きをしてください。

また、特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで、「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎内線274・275）

2 後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に郵送します



薄緑色の封筒で送ります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	群馬県後期高齢者医療保険協会 前橋市大沢町一丁目1番地7 電話番号 (0274) 257-7171

水色の被保険者証です

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人には、新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。

現在お手元にある被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日です。

7月中旬に郵送する被保険者証は8月1日から9月30日まで有効になります。10月1日から有効な被保険者証は9月中旬に郵送します。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎内線257・260・272）

介護保険 に加入している皆さんへ

1 介護保険料通知書を郵送します

対象は、65歳以上の人です。特別徴収の人（介護保険料が年金から差し引かれる人）には、7月末に「介護保険料決定通知書」を郵送します。

また、普通徴収の人（介護保険料が年金から差し引かれない人）には、7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

● 普通徴収の納付

普通徴収の納期限は、7月から翌年2月までの計8回です。

納付場所＝健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、指定金融機関

※コンビニエンスストアでは取り扱いできません。

● 口座振替をご利用ください

保険料の納付は、口座振替も利用できます。

希望する人は、介護保険料納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記入したうえ、通帳と届け出印を持参し、金融機関で手続きをしてください。

● 介護保険料の滞納にご注意ください

特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合、利用者負担割合が引き上げられるなどの措置がとられますので、ご注意ください。保険料の納付が困難なときは、早めにご相談ください。

● 介護保険料の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、65歳以上の人の介護保険料が軽減されることがあります。

対象

同一世帯内の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。

もしくは、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ、次の①と②を満たす場合。

①令和4年の事業収入などが、令和3年と比べ10分の3以上の減少が見込まれること。

②減少が見込まれる事業収入などを除き、令和3年の所得の合計額が400万円以下。

※主たる生計維持者の令和3年合計所得金額が0円の場合には該当になりません。

必要書類

- ・申請書
- ・収入申告書
- ・令和4年中の収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細など）のコピー

申し込み＝まずは、電話などで必要書類について確認をお願いします。その後、直接または郵送で健康長寿課（市役所1階、〒376-8501桐生市役所）へ。申請用紙と収入申告書は、市ホームページにあります

問い合わせ＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線390～393）

2 65歳以上の低所得者は介護保険料が軽減されます

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、介護保険料を軽減します。

対象＝65歳以上で第1～3段階の所得段階に該当する人（下表参照）

65歳以上の介護保険料は、本人の収入や所得、世帯の市民税課税状況を考慮して、14の所得段階を設定しています。

問い合わせ＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線390～393）

令和4年度 介護保険料一覧（抜粋）

所得段階	年間保険料額 （軽減前の年間保険料額）	対象者
1	23,700円 (39,600円)	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ③世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人
2	39,600円 (55,400円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超え120万円以下の人
3	55,400円 (59,400円)	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人